

現行				改定案				改定のポイント
(給与の種類及び体系) 第4条 給与体系は次のとおりとする。 ・本社				・本社				定額残業手当は、第27条第2項のとおり、時間外勤務手当の30時間相当分の手当であり、30時間の時間外勤務を行っても行わなくとも支給される所定内手当として取り扱われており、実態と規定を整合させるため変更。
給与	基本給		年齢給	給与	基本給		年齢給	
			能力給				能力給	
	手当	所定内手当	役職手当		手当	所定内手当	役職手当	
			調整手当				調整手当	
			定額残業手当				定額残業手当	
	所定外手当		家族手当		所定外手当		家族手当	
			通勤手当				通勤手当	
			定額残業手当				時間外勤務手当	
			時間外勤務手当				休日勤務手当	
			休日勤務手当				深夜勤務手当	
		深夜勤務手当			深夜勤務手当			
		超過勤務手当			超過勤務手当			
・24/7Workout				・24/7Workout				
給与	基本給		年齢給	給与	基本給		年齢給	
			能力給				能力給	
	手当	所定内手当	役職手当		手当	所定内手当	役職手当	
			調整手当				調整手当	
			達成手当				達成手当	
			定額残業手当				定額残業手当	
	所定外手当		家族手当		所定外手当		家族手当	
			通勤手当				通勤手当	
			定額残業手当				時間外勤務手当	
			時間外勤務手当				休日勤務手当	
休日勤務手当			深夜勤務手当					
		深夜勤務手当			深夜勤務手当			
		超過勤務手当			超過勤務手当			
・24/7English				・24/7English				
給与	基本給		能力給	給与	基本給		能力給	
			役職手当				役職手当	
	手当	所定内手当	調整手当		手当	所定内手当	調整手当	
			達成手当				達成手当	
		定額残業手当			定額残業手当			

		所定外手当	家族手当 通勤手当 定額残業手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 深夜勤務手当 超過勤務手当			所定外手当	家族手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 深夜勤務手当 超過勤務手当	
・ 24/7Joysing				・ 24/7Joysing				
給与	基本給		能力給	給与	基本給		能力給	
	手当	所定内手当	役職手当 調整手当 達成手当		手当	所定内手当	役職手当 調整手当 達成手当 定額残業手当	
所定外手当		家族手当 通勤手当 定額残業手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 深夜勤務手当 超過勤務手当	所定外手当	家族手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 深夜勤務手当 超過勤務手当				
<p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第 6 条 給与は当月 1 日から当月末日迄を一給与計算期間とする。</p> <p>2. 給与は、毎月翌月 15 日に支給する。但し、第 23 条の達成手当の一部（物販売上金額、営業利益に応じて支給するもの）については、翌々月 15 日に支給する。また、支給日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。支給日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。</p>				<p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第 6 条 給与は当月 1 日から当月末日迄を一給与計算期間とする。</p> <p>2. 給与は、毎月翌月 25 日に支給する。但し、第 23 条の達成手当の一部（物販売上金額、営業利益に応じて支給するもの）については、<u>翌々月 25 日に支給する</u>。また、支給日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。支給日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。</p>				支給日を 15 日から 25 日に変更するため改定。
<p>(途中入社及び途中退社の取扱い)</p> <p>第 8 条 給与計算期間の途中において入社又は退社した者の給与は、次の算式により計算する。</p> <p>給与支給額＝入社日又は退社日の属する給与計算期間における出勤日数×日割単価</p>				<p>(途中入社及び途中退社の取扱い)</p> <p>第 8 条 給与計算期間の途中において入社又は退社した者の給与は、次の算式により計算する。</p> <p>(1) <u>入社日又は退社日の属する給与計算期間における出勤日数(本規程第 35 条に規定する休暇日数を含む。以下本規程において同じ。)</u>が 15 日以上の場合、<u>年間の平均月間所定労働日数から出勤日数を減じた日数に日割単価を乗じた金額を給与から控除する。</u></p> <p>(2) <u>入社日又は退社日の属する給与計算期間における出勤日数が 15 日未満の場合、出勤日数に日割単価を乗じた金額を該当月の給与として支給する。</u></p>				出勤日数の定義を明確にし、中途入社者、退職者の入社控除するにあたり実態の運用に合わせて規定内容を変更

<p>(端数処理) 第11条 給与支給額の総額に1円未満の端数が出たときには、50銭未満切り捨て、50銭以上を1円に切り上げて処理する。 2. 日割単価及び時間単価についても、前項と同様の処理を行う。</p>	<p>(端数処理) 第11条 給与支給額の総額に1円未満の端数が出たときには、50銭未満切り捨て、50銭以上を1円に切り上げて処理する。 2. 日割単価及び時間単価についても、前項と同様の処理を行う。 3. <u>前2項にかかわらず、第27条に規定する定額残業手当については、1円未満の端数を切り上げて処理する。</u></p>	<p>定額残業手当の端数処理の実態と規定を整合させるため、実態に合わせて変更</p>						
<p>第25条 家族手当は、扶養する家族のある社員に対して次の金額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="293 467 987 568"> <tr> <td>健康保険法上の被扶養者</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>子(1人あたり)</td> <td>7,000円</td> </tr> </table>	健康保険法上の被扶養者	金額	配偶者	5,000円	子(1人あたり)	7,000円	<p>(家族手当)</p>	<p>脱字</p>
健康保険法上の被扶養者	金額							
配偶者	5,000円							
子(1人あたり)	7,000円							
<p>(定額残業手当) 第27条 定額残業手当は、一給与計算期間当たり30時間分の時間外勤務手当相当分として支給する。 2. 実際の法定時間外労働時間が30時間を超えない限り、定額残業手当には深夜勤務手当も含む。 3. 定額残業手当については、個別に計算・決定し、通知する。</p>	<p>(定額残業手当) 第27条 定額残業手当は、一給与計算期間当たり<u>第28条第1項第2号①の時間外勤務手当および第30条第1項第1号の深夜勤務手当相当分として支給する。</u> 2. 実際の法定時間外労働時間が30時間を超えない限り、定額残業手当には深夜勤務手当も含む。 3. 定額残業手当については、個別に計算・決定し、通知する。 2. <u>定額残業手当の金額は、第28条第1項第2号①の時間外勤務手当の30時間相当分として計算・決定し、通知する。</u></p>	<p>給与計算の実態に合わせて、時間外勤務手当及び深夜勤務手当相当分として支給する旨を追記。 ※当該処理の法律上の妥当性および労基署調査における指導を受けない旨を顧問社労士に確認済み。</p>						
<p>(時間外勤務手当) 第28条 所定労働時間を超えて勤務した場合は、次の算式による時間外勤務手当を支給する。 (1) 法定労働時間を超えない場合 $\text{時間外労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.00$ (2) 法定労働時間を超える場合 $\text{時間外労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.25$</p>	<p>(時間外勤務手当) 第28条 所定労働時間を超えて勤務した場合は、次の算式による時間外勤務手当を支給する。 (1) 法定労働時間を超えない場合 $\text{時間外労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.00$ (2) 法定労働時間を超える場合 ① $\text{時間外労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.25$ ② <u>$\text{時間外労働時間} \times \text{達成手当の時間単価} \times 0.25$</u></p>	<p>達成手当に係る割増手当の計算式を明瞭化するため追加。</p>						
<p>(休日勤務手当) 第29条 法定休日に勤務した場合には、次の算式による休日勤務手当を支給する。 $\text{休日勤務手当} = \text{法定休日労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.35$</p>	<p>(休日勤務手当) 第29条 法定休日に勤務した場合には、次の算式による休日勤務手当を支給する。 (1) $\text{休日勤務手当} = \text{法定休日労働時間} \times \text{時間単価} \times 1.35$ <u>(2) $\text{法定休日労働時間} \times \text{達成手当の時間単価} \times 0.35$</u></p>	<p>達成手当に係る割増手当の計算式を明瞭化するため追加。</p>						
<p>(深夜勤務手当) 第30条 深夜(午後10時から午前5時まで)に勤務した場合には、次の算式による深夜勤務手当を支給する。 $\text{深夜勤務手当} = \text{深夜労働時間} \times \text{時間単価} \times 0.25$</p>	<p>(深夜勤務手当) 第30条 深夜(午後10時から午前5時まで)に勤務した場合には、次の算式による深夜勤務手当を支給する。 (1) $\text{深夜勤務手当} = \text{深夜労働時間} \times \text{時間単価} \times 0.25$</p>	<p>達成手当に係る割増手当の計算式を明瞭</p>						

	(2) 深夜労働時間×達成手当の時間単価×0.25	化するため追加。
(超過勤務手当) 第31条 第27条に定める定額残業手当が支給されている社員については、第28条及び前条の定めにかかわらず、各規定により計算された時間外勤務手当及び深夜勤務手当の合計額が定額残業手当の額を超えた場合に、その差額を超過勤務手当として別途支給する。	(超過勤務手当) 第31条 第27条に定める定額残業手当が支給されている社員については、 <u>第28条及び前条の定めにかかわらず、各規定により計算された、第28条第1項第1号及び第1項第2号②の時間外勤務手当及び第30条第1項第1号の深夜勤務手当の合計額が定額残業手当の額を超えた場合に、その差額を超過勤務手当として別途支給する。</u>	実態に合わせて、規定を改定。
(欠勤の取扱い) 第33条 社員が欠勤したときは、次の扱いとする。 (1) 一給与計算期間の欠勤が15日未満の場合は、欠勤日数に日割単価を乗じた金額を給与から控除する。 (2) 一給与計算期間の欠勤が15日以上の場合は、出勤日数に日割単価を乗じた金額を該当月の給与として支給する。	(欠勤の取扱い) 第33条 社員が欠勤したときは、次の扱いとする。 <u>(1) 一給与計算期間の欠勤日数(本規程第36条に規定する無給となる休業等を含む。以下本規程において同じ。)が15日未満の場合は、欠勤日数に日割単価を乗じた金額を給与から控除する。</u> (2) 一給与計算期間の欠勤が15日以上の場合は、出勤日数に日割単価を乗じた金額を該当月の給与として支給する。	欠勤日数の定義を明確にし、欠勤した際の控除額の計算を実態に合わせて、規定を改定。
(附則) 1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。 2. 本規程は、平成27年12月1日より施行する。 平成28年3月1日 改定・実施 平成28年5月1日 改定・実施 平成28年6月29日 改定・実施 平成28年8月1日 改定・実施 平成28年9月21日 改定・実施 平成28年11月15日 改定・実施 平成29年2月27日 改定・実施 平成29年3月15日 改定・実施 平成29年7月1日 改定・実施 平成29年8月18日 改定・実施 平成29年10月18日 改定・実施 平成29年12月1日 改定・実施 平成30年6月1日 改定・実施 平成30年7月1日 改定・実施	平成30年12月20日 改定・平成31年1月16日施行 <u>平成31年1月16日の施行にあたり、本規程第16条に規定する基本給及び本規程第27条に規定する定額残業手当の支給に係る経過措置を、次の各号の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</u> (1) 本規程第6条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から	給与支給日変更に伴い、来年1月度の経過措置を附則に定める。

<p>同月16日の16日間に係る基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、 <u>本規程第6条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。</u> <u>(基本給+定額残業手当)÷20.5×(当該16日間に係る出勤日数)</u> (2) 平成31年2月25日に支給する基本給及び定額残業手当を以下の計算式により <u>算出し、本規程第6条第2項に定める通り支給する。</u> <u>(基本給+定額残業手当)－(本項第1号で算出された金額)</u></p>	
---	--